

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会
手話通訳者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚障害者(音声・言語機能障害を有するものを含む。)と健聴者との円滑なコミュニケーションのために手話通訳者(以下「通訳者」という。)を派遣し、聴覚障害者の社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会(以下「協会」という。)とする。

(通訳者)

第3条 協会は、次の者の中から通訳者として協会に登録を行った者に、手話通訳業務を依頼するものとする。

- (1) 手話通訳士
- (2) 神奈川県手話通訳者
- (3) 前2号のほか、前2号に準じると認められる者

(派遣の対象)

第4条 この事業における通訳者の派遣の対象は、次のとおりとする。

- (1) 企業が実施する事業
- (2) 神奈川県又は公的団体等が実施する会議、大会等の事業(神奈川県保健福祉部障害福祉課の所管に属するものは除く。)
- (3) 前2号のほか、依頼者が派遣費用を負担し、派遣の要請があるもの
- (4) 前3号のほか、協会の理事長が適当と認めるもの

(派遣の申請)

第5条 通訳者の派遣を申請しようとする者は、手話通訳者派遣申請書(第1号様式)を、原則として、15日前までに協会あてに提出する。

2 協会は、前項の申請書を受理したときは、速やかに派遣の諾否を決定し、通訳者に手話通訳依頼書(第2号様式)による依頼を行った後、申請者に手話通訳者決定通知書(第3号様式)を交付する。

(申請者の費用)

第6条 前条の派遣に要する費用は、別に定める。

(通訳者の責務)

第7条 通訳者は、業務を行うに当たっては、実施機関、団体等の性格及び個人の人格を尊重し、業務上知り得た秘密を守らなければならない。通訳者でなくなった場合も同様とする。

2 通訳者は、業務終了後速やかに手話通訳報告書(第4号様式)を作成し、協会に提出しなければならない。

(通訳者に対する報酬)

第8条 協会は、業務を行った通訳者に対し、別に定めるところにより報酬を支払うものとする。

2 通訳者に対する報酬の支払いは、手話通訳派遣費支払調書(第5号様式)に基づいて行う。

(研修)

第9条 協会は、通訳者に対して資質の向上を図るため、神奈川県聴覚障害者福祉センターと連携して、年1回以上の研修を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 当分の間、神奈川県手話通訳者派遣事業要綱第3条の規定に基づき、神奈川県手話通訳者として登録を行った者は、第3条の登録者とみなす。ただし、特に、この登録者となることを希望しない旨の意思表示をした者は、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成22年6月10日から施行する。